

計画策定の趣旨

令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(10年間の時限法)が施行され、阿賀野市の笹神地域が過疎地域として指定されました(一部過疎)。

過疎地域の持続的発展に関する指針等を定め、笹神地域の過疎対策に取り組むため、阿賀野市過疎地域持続的発展計画を策定するものです。

計画の概要

計画期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日(5年間)

記載内容：移住定住等の促進、産業の振興、地域の情報化、交通の整備、生活環境の整備、子育て環境の確保・高齢者福祉の増進、医療の確保、教育の振興、集落の整備、地域文化の振興、再生可能エネルギーの利用

策定方針：阿賀野市総合計画における人口減少対策や地域振興等の指針を基に策定し、総合的な過疎対策に取り組むこととします。

策定のポイント

① 地域の持続的発展の基本方針(P12)

「阿賀野市総合計画2016-2024」において明記されているとおり、子育て環境の充実や雇用の確保、健康寿命の延伸等により、市全体として少子化高齢化への対策を行うと共に、笹神地域の特色である、温泉や農業などを生かした地域の活性化に努めていくこととしています。

② 地域の持続的発展のための基本目標(P12)

「阿賀野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における人口目標を基に、2025年における笹神地域の人口を7,048人以上にする具体的な数値目標を設けています。

③ 各分野ごとの記載

「阿賀野市総合計画2016-2024」から過疎地域の持続的発展につながる記載を基に【現状と課題】【その対策】を記載しています。また、当市で実施している事業のうち、それらの課題に対する対策として取り組んでいる主な事業を【計画】の中に記載しています。

例. 上水道の整備について

総合計画の記載

大きな地震が頻発しています。東日本大震災を踏まえた地震動レベル2でも水道水が安定的に供給できるよう、施設・管路の耐震化を計画的に行います。



過疎計画の記載(P27)

現状と問題点	その対策	計画
老朽化した浄水施設の補修や管路の耐震化等、計画的な施設の維持・修繕・補修が必要とされています。	大きな地震が起きても水道水を安定的に供給できるよう、浄水施設や管路の計画的な耐震化を行っていきます。	・浄水施設耐震化事業 ・水道管路耐震化事業

	庁内調整	市議会	パブリックコメント
4月	庁内全体説明		
5月	計画(案)の策定		
6月		総務文教委員会説明 6月11日	事前予告 広報6月15日号
7月	パブコメ意見を踏まえて 計画(案)の最終修正		意見公募期間 6月28日～7月28日
8月		計画(案)の説明	
9月		議会議決	